

単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内(交通距離が100キロメートル未満の場合は加算なし)	同じ	—	(総額) — 千円 (職員数) — 人 (平均) — 円 ※職員数が少ないため、掲載していません。
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総額) 131,259千円 (職員数) 371人 (平均) 353,798円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総額) 72,379千円 (職員数) 603人 (平均) 120,031円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり4,200円(宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円)	同じ	—	(総額) 39,557千円 (職員数) 156人 (平均) 253,573円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内(最高額は院長の場合) 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内(最高額は院長の場合)	同じ	—	(総額) 9,447千円 (職員数) 58人 (平均) 162,879円

(注) 「平成30年度支給実績」欄の「(総額)」は平成30年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成30年度支給職員数(一部は、平成30年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

4 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(平成31年4月1日現在)

一般行政職員の勤務時間は、次のとおりです。

なお、子の養育、家族の介護等の特別の事由がある場合には時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難しい場合には別に勤務時間を定めています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況(平成30年)

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。

職員1人当たりの平均的年次有給休暇の取得日数は、次のとおりです。

区分	平成30年	平成29年
一般行政職員	11.6日	11.1日
教員	12.6日	11.5日
警察官	13.6日	11.6日

(注) 一般行政職員は、知事部局の状況です。

(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況(平成30年度)

職員1人当たりの1月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区分	平成30年度	平成29年度
一般行政職員	12.7時間	13.3時間
警察官	18.9時間	24.1時間

(注) 1 一般行政職員は、知事部局の状況です。

2 教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

(4) 特別休暇等の制度概要(平成31年4月1日現在)

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を	一年において5日以内	国は、国際交流事業等一部の活

行う場合		動については対象外	
結婚の場合	1週間以内	国は、連続する5日の範囲内	
職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし	
妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ1日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ	
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ	
妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間	国と同じ	
妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし	
8週間（多胎妊娠の場合には14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産した日までの期間	国は、6週間以内（多胎妊娠の場合は同じ）	
女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	国と同じ	
職員が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合	1日2回各45分以内の期間	国は、生後1年に達しない子について、1日2回各30分以内	
生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間	国は、病気休暇扱い	
妻の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、2日の範囲内	
妻の産前産後期間において、当該出産に係る子又はその子以外の小学校就学前の子を養育する職員が、養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ	
中学校就学前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（子が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、小学校就学前の子の看護が対象	
職員が、要介護者の介護等の世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ	
忌引の場合	死亡した者との関係により定める日数の範囲内でその都度必要と認める期間	国は、配偶者の場合7日（鳥取県は、10日）	
父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため必要と認められる場合	慣習上、最小限度必要と認める期間	国は、父母の追悼のための特別な行事について1日の範囲内	
夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から9月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間	国は、連続する3日の範囲内	
感染症の予防に関する法令の規定による健康診断、就業制限等により勤務することが困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国は、職員の就業を禁止する措置を執る（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。）。	
地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合 ・職員の現住居が滅失し又は損壊した場合で、職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合 ・職員及び職員と同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合にそれらの確保を行う場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ	
地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ	
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等において職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ	
病気休暇（有給）	職員が負傷又は疾病のため療養することが必要であり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度で必要と認める期間（私事による負傷又は疾病の場合は、引き続き90日を超えない範囲内）	国と同じ（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。）
無給休暇	職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間	国と同じ
	職員が、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間	国と同じ
	職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	4年を超えない期間内において必要と認められる期間	国は、制度なし

	職員が、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合（育児部分休業を承認された者を除く）	勤務時間内において1日につき2時間以内	国は、制度なし
--	---	---------------------	---------

(5) 自己啓発等休業の状況（平成30年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合に、3年を超えない範囲で休業（無給）することができます。

(単位:件)

区 分	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
取得件数	1	0	0	1
期間延長件数	1	0	0	1
失効、取消	0	0	0	0

(6) 修学部分休業の状況（平成30年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等の教育施設において修学する場合に、2年を超えない範囲で部分休業（1週間につき20時間以内の無給休業）を取得することができます。

平成30年度については、修学部分休業の取得実績はありません。

(7) 育児休業の状況（平成30年度）

養育する子が3歳に達する日までの間、育児のために休業（無給）することができます。

(単位:件)

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
取得件数	14	117	0	98	4	6	18	221
期間延長件数	0	13	0	7	0	5	0	25
失効、取消	2	31	0	9	0	2	2	42

(8) 育児短時間勤務の状況（平成30年度）

養育する子が小学校就学までの間、短時間勤務を行うことができます。

勤務時間に応じた給与となります。

(単位:件)

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
取得件数	1	22	1	41	0	0	2	63
期間延長件数	0	12	0	17	0	0	0	29
失効、取消	0	10	0	2	0	0	0	12

(9) 旅費の制度の概要（平成31年4月1日現在）

区 分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
		甲地方 (東京都特 別区等)	乙地方 (甲、丙地方 以外)	丙地方 (鳥取県の 区域内)	
一 般 職	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円
特 別 職	3,000円	14,800円	13,300円	11,700円	3,000円
議会の議員、知事、副知事	2,600円	13,100円	11,800円	10,200円	2,600円
教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公安委員会の委員、監査委員、労働委員会のあつせん員並びに病院事業管理者	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円
専門委員、附属機関の委員その他の構成員及び選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人、その他の特別職の職員					

(注) 日当は、県外出張で宿泊を伴う旅行の場合及び午後9時以降に帰着する旅行のみ支給されます。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限の件数（平成30年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、休職、降任及び免職の3種類があります。

(単位:件)

区 分	休職	降任	免職	計
一般行政職員	142	0	1	143
勤務実績が良くない場合	0	0	1	1
心身の故障の場合	142	0	0	142
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
教 員	120	0	1	121
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	120	0	0	120
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	1	1
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0